

審査書

学校法人立教学院 立教大学原子力研究所
原子炉施設保安規定の変更の認可について

原規規発第2006261号
令和2年6月26日
原子力規制委員会

I. 審査の結果

学校法人立教学院（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき申請のあった「原子炉施設の保安規定の変更認可申請について」（令和2年1月21日付け学院発第19419号をもって申請、令和2年3月25日付け学院発第19526号及び令和2年6月5日付け学院発第20164号をもって一部補正。以下「本申請」という。）を審査した結果、本申請は、法第37条第2項に規定されている「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないものと認める。

II. 申請の内容

本申請の内容は、以下のとおりである。

- (1) 既設機器の交換に係る機能維持及び立教大学原子力研究所（以下「研究所」という。）内手続きに関する規定の見直し
- (2) 既設機器の部品の交換に係る研究所内手続きに関する規定の見直し
- (3) 改造の定義に係る規定の見直し
- (4) 記載の適正化

III. 審査の方針

1. 審査の方針

原子力規制委員会は、審査において、本申請の内容が法第37条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないことを確認することとした。

2. 審査の方法

原子力規制委員会は、本申請の変更が、法第37条第2項に規定されている「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認められるときには該当しないこ

とを確認するため、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準の制定について（原管廃発第13112714号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）に示された要件を満たしているかについて確認することとした。

なお、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）附則第8条第1項及び第2項により、同規則の施行に伴い新たに要求される品質マネジメントシステム等に関する保安規定変更認可申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、なお従前の例によることとしていることから、原規規発第2002054号（令和2年2月5日原子力規制委員会決定）による改正後の審査基準は用いない。

IV. 審査の内容

法第37条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないものであることを確認した結果を以下に示す。

1. 変更内容（1）既設機器の交換に係る機能維持及び研究所内手続きに関する規定の見直し

審査基準においては、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項第10号に定める原子炉施設の巡視及び点検に関することについて、原子炉施設の巡視、点検の状況、これらに伴う処置に関することが明記されていることを、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

申請者は、既設機器の交換を行う場合に係る規定について、既設機器の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへの交換を許認可が必要のない交換として位置づけるとともに、当該交換時の機能維持に関する規定を追加することに加え、その際の研究所内手続きとして、従来の保安規定に記載がある許認可が必要な機器の改造に係る研究所内手続き（計画の作成、所長の承認、保安監督者の同意、安全委員会への諮問等）と同様な規定を設けている。

原子力規制委員会は、既設機器の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへの交換については既設機器の品質を担保する上で適切であり、研究所内手続きを実施した上で同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへ

の交換により、施設の維持管理が適切に行われるものと判断されることから、試験炉規則第15条第1項第10号に基づく原子炉施設の巡視及び点検に係る審査基準の要求事項を満たしていることを確認した。なお、この変更内容は令和元年12月25日に原子力規制庁が示した「試験研究用等原子炉施設の審査の改善策等について^{*1}」に基づくものであることを確認した。

※1：「試験研究用等原子炉施設の審査の改善策等について」より抜粋
(3) 廃止措置中の試験研究用等原子炉施設における施設の維持管理目的の機器の交換に係る手続きの合理化

廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持管理の目的から既設機器等の交換を行う場合については、あらかじめ、保安規定に、既設機器の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへ交換する旨の施設の維持管理方針を規定し、その認可を受けておくことで、その後の機器の交換についての廃止措置計画の変更認可は不要とする。

2. 変更内容(2) 既設機器の部品の交換に係る研究所内手続きに関する規定の見直し

審査基準においては、試験炉規則第15条第1項第10号に定める原子炉施設の巡視及び点検に関することについて、原子炉施設の巡視、点検の状況、これらに伴う処置に関することが明記されていることを、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

申請者は、従来の保安規定で規定されている既設機器の部品の交換を行う場合に係る規定について、変更内容(1)の規定を踏まえ、既設部品の同等品もしくは同等品以上の性能を有するものへ交換する場合に計画を作成し所長の承認を得ることを研究所内手続きに追加する見直しを行うとしている。

原子力規制委員会は、当該見直しについて、既設機器の部品の研究所内手続きを、変更内容(1)の既設機器の交換に係る研究所内手続きと同様に見直すものであることから、試験炉規則第15条第1項第10号に基づく原子炉施設の巡視及び点検に係る審査基準の要求事項を満たしていることを確認した。

3. 変更内容(3) 改造の定義に係る規定の見直し

審査基準においては、試験炉規則第15条第1項第10号に定める原子炉施設の巡視及び点検に関することについて、原子炉施設の巡視、点検の状況、これらに伴う処置に関することが明記されていることを、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

申請者は、既設機器及び部品の同等品もしくは同等品以上の性能を有するもの以外への交換を改造に準じるとしていたものを改造に含め、従来の保安規定に記載がある許認可が必要な機器の改造に係る研究所内手続きを行うとしている。

原子力規制委員会は、当該見直しについて、既設機器及び部品の同等品もしくは同等品以上の性能を有するもの以外への交換を改造に含めるものであることから、試験炉規則第15条第1項第10号に基づく原子炉施設の巡視及び点検に係る審査基準の要求事項を満たしていることを確認した。

4. 変更内容（4）記載の適正化

原子力規制委員会は、変更内容（1）から（3）に基づき保安規定の施行年月日の記載の適正化に伴う変更があった箇所については、適正に変更されていることを確認した

また、審査基準における各号共通事項は、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていることを要求している。

本申請内容は、上記1. から4. に記述したとおりであり、原子力規制委員会は、本申請に伴う保安規定による職務や責任者及び品質保証計画に変更はなく、現在の保安規定に基づく職務や責任者において本変更に係る品質保証活動が行われることを確認した。